

山形県ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰要綱

1 趣 旨

仕事と生活の調和がとれた社会の実現に向けて積極的に取り組み、成果が認められる企業を顕彰し、その功績を称え、県内企業の自主的な取り組みをより一層促進するとともに、県民の意識啓発を推進するため、この要綱及び山形県表彰規則の定めるところにより、山形県知事表彰を行う。

2 表彰の対象

表彰の対象は、県内に事業所を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）で、次に該当する企業とする。

- (1) 女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業
- (2) 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業
- (3) 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等に積極的に取り組んでいる企業
- (4) 男女ともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業
- (5) 県民の子育て支援・若者応援・地域貢献活動に積極的に取り組んでいる企業

3 表彰の種類

知事表彰とする。

4 候補者の推薦

推薦者は、表彰の対象に該当する者がいるときは、別に定める調書により推薦すること。

5 表彰手続

被表彰者は、山形県表彰規則に基づく県審査委員会の審査を得て、知事が決定する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。